

令和5年9月29日	
資料提供	
担当課	市町村課
担当者	江原、大久保
電話	073-441-2196

県内市町村等の令和4年度決算に係る 健全化判断比率等（暫定値）の公表

県内市町村及び公営企業会計を有する一部事務組合から、財政健全化法に基づく令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率（暫定値）の報告がありましたので、その概要を取りまとめました。

1 健全化判断比率の概要

○ 県内全団体が早期健全化基準未滿

※ 団体別の比率、健全化判断基準については別紙1のとおり

(1) 実質赤字比率

県内市町村で、早期健全化基準以上となる団体はなく、実質赤字がある団体もありませんでした。

(2) 連結実質赤字比率

県内市町村で、早期健全化基準以上となる団体はなく、連結実質赤字がある団体もありませんでした。

(3) 実質公債費比率

県内市町村で、早期健全化基準以上となる団体はなく、起債時に許可を要する水準の18%以上となる団体もありませんでした。

(4) 将来負担比率

県内市町村で、早期健全化基準以上となる団体はありませんでした。

2 資金不足比率の概要

○ 県内市町村等が経営する公営企業会計において、資金の不足額が生じているのは、3会計
うち、経営健全化基準（資金不足比率20%）以上は、1会計

※ 資金の不足額が生じている公営企業会計の資金不足比率は、別紙2のとおり（資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定。対象となる会計数は102）

※ 過去5年の健全化判断比率等の推移は、別紙3のとおり

令和 4 年度決算 財政健全化指標【暫定値】

	標準財政規模	実質赤字比率				連結実質赤字比率				実質公債費比率				将来負担比率		
		早期健全化基準	財政再生基準	R4決算(暫定値)	R3決算	早期健全化基準	財政再生基準	R4決算(暫定値)	R3決算	早期健全化基準	財政再生基準	R4決算(暫定値)	R3決算	早期健全化基準	R4決算(暫定値)	R3決算
和歌山市	82,880,989	11.25%		—	—	16.25%		—	—			9.4%	9.6%		95.0%	107.7%
海南市	14,178,193	12.84%		—	—	17.84%		—	—			8.6%	7.3%		75.1%	74.1%
橋本市	16,587,511	12.67%		—	—	17.67%		—	—			12.7%	13.1%		49.3%	64.6%
有田市	7,465,986	13.90%		—	—	18.90%		—	—			7.2%	7.4%		—	—
御坊市	7,103,947	14.01%		—	—	19.01%		—	—			12.4%	12.4%		93.3%	97.0%
田辺市	24,046,751	12.15%		—	—	17.15%		—	—			8.2%	8.6%		—	—
新宮市	9,824,033	13.36%		—	—	18.36%		—	—			12.5%	13.3%		—	15.8%
紀の川市	17,892,894	12.60%		—	—	17.60%		—	—			4.2%	5.0%		—	—
岩出市	11,258,726	13.15%		—	—	18.15%		—	—			3.7%	4.0%		—	—
紀美野町	4,655,133	15.00%		—	—	20.00%		—	—			9.0%	9.0%		41.7%	45.4%
かつらぎ町	6,375,333	14.28%		—	—	19.28%		—	—			9.2%	9.3%		28.8%	37.6%
九度山町	2,372,507	15.00%		—	—	20.00%		—	—			10.7%	11.4%		14.4%	30.6%
高野町	2,319,251	15.00%		—	—	20.00%		—	—			3.8%	4.2%		—	—
湯浅町	3,766,132	15.00%		—	—	20.00%		—	—			8.1%	8.3%		—	—
広川町	2,808,753	15.00%	20.00%	—	—	20.00%		—	—			6.6%	6.3%		—	—
有田川町	10,232,918	13.30%		—	—	18.30%		—	—	25.0%	35.0%	13.0%	12.7%	350.0%	—	—
美浜町	2,547,334	15.00%		—	—	20.00%		—	—			6.4%	6.9%		—	20.8%
日高町	2,965,389	15.00%		—	—	20.00%		—	—			10.4%	9.5%		57.1%	64.5%
由良町	2,766,908	15.00%		—	—	20.00%		—	—			12.6%	12.1%		145.9%	150.1%
印南町	3,620,080	15.00%		—	—	20.00%		—	—			5.5%	5.5%		—	—
みなべ町	5,200,736	14.87%		—	—	19.87%		—	—			9.6%	9.9%		13.3%	24.0%
日高川町	5,569,293	14.66%		—	—	19.66%		—	—			10.3%	10.1%		—	—
白浜町	7,399,263	13.92%		—	—	18.92%		—	—			8.3%	8.8%		37.0%	46.5%
上富田町	4,338,086	15.00%		—	—	20.00%		—	—			12.3%	13.1%		22.1%	15.2%
すさみ町	2,665,041	15.00%		—	—	20.00%		—	—			8.8%	8.0%		—	—
那智勝浦町	5,457,966	14.72%		—	—	19.72%		—	—			8.0%	7.8%		21.1%	26.7%
太地町	1,631,783	15.00%		—	—	20.00%		—	—			7.5%	5.9%		19.5%	17.2%
古座川町	2,218,267	15.00%		—	—	20.00%		—	—			5.4%	5.7%		—	—
北山村	668,434	15.00%		—	—	20.00%		—	—			7.6%	6.3%		—	—
串本町	6,267,135	14.33%		—	—	19.33%		—	—			10.9%	11.2%		70.7%	78.6%

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率がない場合は、「—」と表示しています。

令和4年度決算 公営企業資金不足比率【暫定値】

※資金不足額が生じている公営企業会計のみ

単位:千円

市町村等名	事業名	特別会計名	資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (A/B)	経営健全化 基準	資金不足額が発生した主な要因
和歌山市	宅地造成	土地造成事業特別会計	344,445	361,927	95.1%	20.0%	令和4年度に販売した土地の販売額と評価額との差額 なお、販売目的土地を概ね販売したため、令和5年度中に特別会計を廃止予定であり、一般会計からの繰入により、令和5年度決算では、資金不足は解消見込み
和歌山市	市場	卸売市場事業特別会計	34,506	342,108	10.0%	20.0%	燃料費高騰による光熱費の高騰や市場再整備による償還金及び支払利息の増加
有田市	病院	病院事業会計	246,285	1,997,304	12.3%	20.0%	令和5年度の指定管理者制度への移行により、職員が退職となったため、令和4年度末、退職職員に対し、退職手当を支給したことによる退職手当債の発行に係る起債残高の増加

※資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)以上の場合、公営企業会計に係る「経営健全化計画」の策定が必要

ただし、当該年度(令和4年度決算)の前年度(令和3年度決算)の資金不足比率が経営健全化基準未満である場合又は公営企業の事業を開始した日が当該年度の前年度の中途である場合であって、当該年度の翌年度(令和5年度決算)の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められる場合は策定を要しない。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条、同施行令第20条第1項)

経営健全化計画を定めなかったときは、当該地方公共団体の長は、直ちに、その旨及び当該場合に該当すると判断した理由を公表し、かつ総務大臣に報告しなければならない。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項)

◆健全化判断比率等の推移(過去5年)

指標	年度	市町村等名	特別会計名	比率(%)	早期健全化基準等(%)	
資金不足比率	令和4年度	和歌山市	土地造成事業特別会計	95.1	20.0	
			卸売市場事業特別会計	10.0		
		有田市	病院事業会計	12.3		
	令和3年度	該当団体なし				
	令和2年度	串本町	病院事業会計	6.0		
			国民健康保険野上厚生病院組合	国民健康保険野上厚生病院組合事業会計		6.8
	令和元年度	和歌山市	土地造成事業特別会計	10.8		
			有田市	病院事業会計		5.6
			串本町	病院事業会計		14.6
			国民健康保険野上厚生病院組合	国民健康保険野上厚生病院組合事業会計		10.3
			御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	ひだか病院事業会計		9.6
	平成30年度	和歌山市	土地造成事業特別会計	11.2		
			海南市	病院事業会計		1.1
			有田市	病院事業会計		1.1
			串本町	病院事業会計		18.8
			国民健康保険野上厚生病院組合	国民健康保険野上厚生病院組合事業会計		0.9
			御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	国保日高総合病院事業会計		6.1

※ 資金不足比率は、資金不足額が生じている公営企業会計のみ

(参考)

経営健全化基準（資金不足比率 20%）以上である公営企業会計

市町村名	事業名	特別会計名	資金不足比率
和歌山市	宅地造成事業	土地造成事業特別会計	95.1%

経営健全化基準以上となった要因

宅地造成事業における資金不足額の算定は、事業の性質上、販売目的土地の評価額等を「土地収入見込額」として、資金不足額から控除することが可能です。

和歌山市の土地造成事業特別会計は、造成した「スカイタウンつつじが丘」の宅地販売を行ってきましたが、令和4年度、販売目的土地の大半を事業者に一括して販売することになりました。

販売は、和歌山市の基準に基づき行われ、複数区画の同時購入者は割引などの割引制度を適用した結果、販売額と評価額等（土地収入見込額）との間に差が生じ、結果、経営健全化基準以上の資金不足比率となりました。

今後の対応

原則、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、「経営健全化計画」の策定が必要となります。

しかし、前年度（令和3年度決算）の資金不足比率が経営健全化基準未満であり、翌年度（令和5年度決算）の資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められる場合は、「経営健全化計画」の策定は不要となります。

和歌山市の土地造成事業特別会計は、令和3年度決算において、資金不足は生じていません。

また、上記のとおり、「スカイタウンつつじが丘」の販売目的土地は、概ね販売が完了したため、令和5年度中に土地造成事業特別会計の廃止が予定されています。これに併せて、一般会計から繰入を行う予定であり、令和5年度決算における資金不足は解消される見込みです。

今後は、これらの手続を経た上で、和歌山市が「経営健全化計画」を定めないと判断した理由を公表し、総務大臣へ報告することになります。